

Ⅲ. 試 験

Ⅲ. 試験

履修登録を行った授業科目は、担当教員の授業を受けるとともに、その科目の試験に合格することによって、単位が認定される。詳細は、愛国学園大学試験規程を参照のこと。

1. 試験の種類

試験の種類には、定期試験、臨時試験、追試験及び再試験がある。

(1) 定期試験

定期試験は、学年暦に一定期間を定めて行う試験である。

試験に関する時間割は、平常の時間割と異なる場合もあるので注意すること。また、発表された時間割が変更されることもあるので、事前に掲示を確認すること。

(2) 臨時試験

定期試験以外にも、教員の判断で臨時試験を行うことができる。臨時試験の実施期日、時間、場所、方法等については、担当教員の指示に従うこと。

(3) 追試験

やむを得ない事由により定期試験が受けられなかった場合、追試験願いを出すことによって、追試験を受けられることがある。

試験の時間割の間違い、その他自己の不注意による遅刻等は追試験の対象とはならないので十分注意すること。

やむを得ない事由とは、次のような場合である。

- ・病気及び負傷のため登校できないもの
- ・忌引き等により公欠の許可を得たもの
- ・火災、風水害、その他災害、交通事故など不慮の事故等により登校不能の事由が生じたとき
- ・その他やむを得ないと認められる事由によるもの

追試験を希望するものは、試験終了後1週間以内に、医師の診断書、事故または遅延証明書等、試験が受けられなかった事由を証明する書類を添えて、学務課に願いを出さなければならない。

追試験は、事由によっては承認されない場合もある。

追試験に関する連絡は、掲示にて行うので、該当者は掲示に注意すること。追試験が受けられなかった場合、その事由のいかんに関わらず、再度の追試験は行わない。

(4) 再試験

卒業予定年次にあたる者に限り、当該年度に履修登録した科目のうち、単位を取得できなかった者については、担当教員の了承を得た上で、3科目を上限として本人の願い出により再試験を認める。

この時、3科目全てについて試験に合格したとしても、卒業に必要な単位数に達しないものには、再試験の資格がない。

再試験の日程、方法、手続きについては、掲示によって連絡するので、卒業予定年次生は、特に注意しなくてはならない。

2. 試験の方法

試験の方法は、筆記試験、口頭試験、実技試験、レポート試験等があり、科目の特性に応じて、担当教員が適当と認めた方法によって行われる。

(1) 筆記試験

所定の期日に、筆記の試験を行うことで当該科目の学習到達度を判定し、単位を付与する試験である。

(2) 口頭試験

口頭試験の方が当該科目の学習到達度を判定するにふさわしいと教員が判断した場合には、筆記試験にかえて口頭試験を行い、当該科目の単位を付与することができる。

(3) 実技試験

実技試験の方が当該科目の学習到達度を判定するにふさわしいと教員が判断した場合には、筆記試験にかえて実技試験を行い、当該科目の単位を付与することができる。

(4) レポート試験

担当教員からレポート提出の指示があった場合、次の事項に注意しなければならない。

- ① レポートは必ず綴じて提出すること。
- ② 一度提出したレポートは、以後、その内容の変更、訂正は認められない。
- ③ 提出期限を厳守すること。期限を過ぎたものは、一切受け付けない。
- ④ その他、担当教員の指示に従うこと。

3. 受験資格

下記のいずれかに該当する者は、受験することができない。

- (1) 履修登録をしていない者
- (2) 欠席回数が開講回数の3分の1を超える者
- (3) 学納金が未納の者
- (4) 学生証を所持していない者
- (5) 試験場において、試験監督者及び補助試験監督者の指示に従わない者
- (6) その他、担当教員が不適当と認めた者

4. 受験の心得

- (1) 学生証は写真貼付面を表にし、机上通路側にケースより出して明示すること。
- (2) **写真を貼付した当該年度の学生証を所持しない者は受験できない。**
(学生証を忘れたり、紛失した場合は、学務課で仮学生証(当日のみ有効)の交付を受け、それを明示しなければならない。)
- (3) 開始後20分以上遅刻した者は受験を認めない。
- (4) 開始後30分を経過しなければ退室できない。
- (5) 答案は解答できない場合(白紙)でも必ず提出すること。
- (6) 試験時間中は、携帯の通信機器(携帯電話、電子機器等)の電源を切り、カバンの中にし
まうこと。試験中、携帯の通信機器が鳴動した場合には、その時点で退室となる。
- (7) 試験監督者の指示に従わない者には退室を命ずることがある。

5. 不正行為

下記の行為を行った場合には、不正行為とみなし当該科目の試験は不合格になる。

- (1) 試験監督者の指示に従わないこと
- (2) 他の学生の答案を見ること
- (3) 試験中に私語をすること
- (4) 持込みを許可されていないノート、参考書、コピー類、机上メモ、カンニングペーパー等を見ること
- (5) 携帯の通信機器を使用すること、鳴動すること、カバンの中にしまわないこと
- (6) 後ろを向くなどの行為をすること
- (7) 筆記用具等を試験監督者に無断で貸借すること
- (8) 他の学生に受験をしてもらうこと。なお、受験を依頼した学生と依頼を受けた学生ともに懲戒処分の対象となる。
- (9) その他、試験監督者が不正行為と認めた場合

6. 成績

(1) 成績の表示

各科目の成績は、評価の高い方から順にS、A、B、C、Dをもって表示し、S、A、B、Cを合格とする。定められた試験を放棄した場合、評価はRと記載され、担当教員より受験資格失格とされた場合、評価は－と記載される。

ただし、成績評価D、R、－は成績表には記載されるが、成績証明書には記載されない。

(2) 成績の通知

成績の通知は、各学期末に所定の期日、方法において実施する。

(3) 成績と再履修

成績の表示がD、Rまたは－の科目については、履修登録をしないことによって、再びその科目を履修（再履修）することができる。

(4) G P A

成績証明書には、G P A (Grade Point Average) も表記する。G P A評価では、履修登録した全ての科目を、その科目の重みづけを反映する形で、1点刻みの評価をしている。

7. 進級要件（2023年度入学者から適用）

次の要件に満たない場合は、原級留置となる。

- (1) 1年次から2年次への進級には、共通教養科目のうち「人間文化入門」の2単位を含む**10単位以上**を修得していること。
- (2) 2年次から3年次への進級には、2年次までに履修できる科目を**44単位以上**修得していること。
- (3) 3年次から4年次への進級には、3年次までに履修できる科目のうち「人間文化演習」を含む**84単位以上**を修得していること。